

ひとり親家庭等が日光市ファミリー・サポート・センターを利用した場合に利用料の一部を助成します。

助成の対象

日光市ファミリー・サポート・センターの依頼会員で日光市に住民登録をしている以下のいずれかの世帯に属する方

- ・ ひとり親家庭医療費助成金の支給を受けることができる世帯
- ・ 生活保護を受けている世帯
- ・ 前年度分の市町村民税が非課税の世帯

助成の内容・金額

○ 協力会員に支払った世帯あたりの1ヶ月の利用料の3分の1を助成

※交通費・食費等の実費・キャンセル料は除く

○ 登録の決定を受けた日の翌日からの利用から申請により助成

事前の登録

助成を受けるにはまず事前登録が必要です。

○ 助成の登録

必要書類：登録申請書、日光市ファミリー・サポート・センター会員証

※ 登録申請書は日光市ファミリー・サポート・センター及び保育課にあります。

※ ご利用希望の方で、依頼会員の登録をしていない方は、まず、日光市ファミリー・サポート・センター（TEL 21-4152）で登録をしてください。

詳しくは 日光市保育課 TEL 21-5186まで

